

# 平城遷都1300年祭特別記念局 「8J3SENTO」運用マニュアル

## 1, 運用マニュアルについて

- ・この運用マニュアルは、アマチュア無線局、平城遷都1300年祭特別記念局「8J3SENTO」の、スムーズな運用と、共通理解のために定める。
- ・この無線局は、(社)日本アマチュア無線連盟(JARL)の開設した特別記念局であり、奈良県支部が運用を行う。
- ・支部は「平城遷都1300年祭特別記念局運営委員会」を設置して、無線局の運営管理および運用を行う。
- ・マニュアルの内容は、運営委員会により随時変更されることがあります。最適で円滑な運用のため、常に最新版をご確認すること。

## 2, 特別記念局の運用について

- ・無線局は、平城遷都1300年祭のPRおよび、古都奈良の観光PR等を目的に「平城遷都1300年記念事業協会」からの県民活動支援事業認定・後援、および「奈良県教育委員会」の後援を得て設置されています。アマチュア無線の通信は、放送局や新聞社などの通信メディアにはない双方向の通信手段を有しています。その利点を最大限に生かし、社会貢献として、アマチュア無線の交信によるPR目的局である旨の通信内容に、常に心がけて運用すること。
- ・局の常置場所は、支部の事務所所在地(支部長宅)です。移動局であるので運用は常に、8J3SENTO/3となる。
- ・移動範囲は「陸上、海上及び上空」です。県内の各イベント会場等での運用が中心となりますが、局の開設目的は、平城遷都1300年祭のPR運用であるので、必要に応じて県外においても運用可能とする。
- ・無線機器は複数台あるが無線局免許状は一通である。機材を分割して複数地点からの同時運用を行ってはならない。(平城宮跡内等の同一地点で広く配置しての運用は可)
- ・運用場所を変更して運用する場合は、少なくとも1時間以上空けてから運用を開始すること。
- ・マルチバンドの同時運用は可能です。ただし、同一バンドでの2波以上の電波の同時発射については、電波法令上は禁止されてはいたませんが、これを受信している第三者に無用な混乱を与えるおそれがあるので行わないこと。
- ・各無線機器には「無線局免許証票」を貼付してあるので、無線局免許状の掲示を必要としないが、なるべく免許状のコピーを掲示するなどして運用すること。
- ・イベント会場等での公開運用の情報は支部HP等で公開する。運用計画は運営委員長(JH3KCW)まで報告をする。
- ・固定局は、設置場所、常駐管理者、必要経費等の課題が解決するまで設置しない。

## 3, オペレーター(運用者)について

- ・無線局の運用には、本連盟会員(会員証の呈示確認)であって、無線従事者免許証を携帯していることを必要とする。
- ・本連盟会員(社団の場合は代表者に限る。)から運用の申出があった場合は、その無線従事者の操作範囲内において適宜運用させること。
- ・運用希望者には、事前に「JARL局運用申込書」に必要事項を記入する。

- ・無線従事者免許資格の操作範囲ならびにアマチュアバンドプランを遵守して運用を行うこと。
- ・無線局の通信機器は、IC-7000M（1台）・IC-7000S（2台）・IC-7200M（1台）・IC-2820G（1台）・ID-880（2台）・ID-1（1台）・IC-756M（1台）の9台である。これらの内、IC-7000M、IC-7200M、IC-756Mでの運用には、第三級アマチュア無線技士以上の資格を要する。
- ・無線局の運用にあたっては交信の際、運用者氏名などを送出すること。
- ・電鍵やヘッドホン等は、必要に応じて運用者が用意すること。

#### 4、支部会員グループによる特別記念局の運用について

- ・当面の間、登録クラブの持ち回りで運用を行う。運用中の管理者はクラブの代表者とする。積極的に公開運用を行い、一般会員が運用できる機会を設定すること。
- ・会員グループによる運用を希望する場合は、1か月前までに、運営委員長(JH3K CW)に運用申請を行う。
- ・運用申請は、奈良県支部会員3名以上のグループとする。会員個人の運用申請は認めない。
- ・申請代表者は「運用管理者」および「ログ管理者」を置くこと。(兼任可)
- ・運用申請には「平城遷都1300年祭特別記念局運営委員会」の委員もしくは、各登録クラブの代表者の推薦を必要とする。
- ・申請書類は別途定める。審査の上、他の運用希望と調整を行い運用期間等を指定して許可をする。
- ・奈良県支部や登録クラブの運用希望を優先する。(相談による日程の調整は可能)
- ・機材等の受け渡しや調整は、グループ運用担当(JA3NVF)が担当をする。
- ・運用や運用報告等は、この「運用マニュアル」や、別途定める「ハムログ入力要領」等を熟知し、責任をもって適切に行うこと。
- ・移動運用を行う場合は、事前に運用場所の使用許可を得ること。
- ・運用に関わる経費は、運用者の負担とする。(QSLカードの発行は運営委員会が行う。)
- ・その他、機材の紛失や破損が生じた場合は弁償をすること。

#### 5、運用ログについて

- ・運用者は、運用するたびに「局運用記録用紙」(以降、紙ログと表記)に記入する。
- ・紙ログ記入は、運用バンドやモード毎ではなく、運用者毎に分けて記入をする。
- ・運用終了後は、管理者は、必ず紙ログの記載内容や記入漏れのチェックをしてから受け取る。
- ・以下は手書き文字が、読み間違いやすい文字の例です。はっきりと区別できるようにご記入させること。  
「DとO」(ディーとオー)・「OとQ」(オーとキュー)・「Gと6」(ジーとロク)・「VとU」(ブイとユー)・「1とI」(イチとアイ)・「1と7」(イチとナナ)・「Oと0」(オーとゼロ)等

#### 6、QSLカードについて

- ・本連盟では、相手局のQSLカードを必要としないので、運用の際、この旨を適宜送信してください。  
「QSLカードは、こちらからのみお送りします。あなたからの送付は必要としません。」とか「ワンウェイでお送りします。」と説明をしてください。「一方的に送ります。」等は、相手に好ましい印象を与えないので使用しないこと。
- ・QSLカードは、ログに基づき運用者が記入するのが原則であるが、運営委員会で一括して印刷するので不要である。

#### 7、SASEでのQSL発行希望の対応について

- ・QSLカードの発行は、JARLビューロー経由を原則とする。
- ・海外局やJARL非会員からの、SASE希望者には対応をする。

- ・ Q S Lカードの発行処理は、原則として運用者が印刷済み又は未記入 Q S Lを受け取って発行を行う。
- ・ Q S Lカードの受取先は運用者宛とし、送付先の住所・氏名等のアナウンスは運用者の判断で行うが、個人情報保護の観点から、なるべくコールブック等で確認をしての郵送を依頼する。
- ・ 下記の宛先でも受け付ける。

送付先：〒630-8691 奈良郵便局私書箱34号 8J3SENTO

8J3SENTO P.O.Box34 Nara C.P.O. 630-8691 Japan

## 8, ログの管理について

- ・ 紙ログデータは、運用者もしくは管理者によって速やかに、「Turbo HAMLOG」に、転記入力する。紙ログは裏面もあるので入力漏れにご注意する。
- ・ 「Turbo HAMLOG」への、ハムログ入力要領等は別途定める。
- ・ ハムログデータは、すみやかに Q S Oログ管理担当者 (J R 3 B K H) jr3bkh@jarl.com宛に提出すること。
- ・ W e b上にて、ログサーチを開設し、交信データを公開 (担当: J N 3 A N O) する。入力データミス等の指摘や問い合わせがあれば、紙ログと照合を行い迅速に対応する。
- ・ 紙ログおよび J A R L局運用申込書は、登録クラブ等の運用担当期間毎に整理をし、運用終了後 10日以内に、担当者 (J R 3 B K H) に提出すること。
- ・ 閉局後、ログおよび未使用の Q S Lカードは運営委員会において保管し、後日、S W Lレポートおよび Q S Lカード未着の問い合わせ等に対応する。

## 9, 局の管理・運用日誌について

- ・ 無線局の全般的な運用管理や登録クラブからの運用希望申込受付は、運用委員長の J A 3 G J Eが行う。
- ・ 運用委員長から依頼を受けて運用した局の管理者は、毎日運用終了後、運用日誌に必要事項を記載し、前項の紙ログ等と同時にログ管理者担当者 (J R 3 B K H) に提出して運用委員長に報告を行うこと。
- ・ 局の運用を行わなかった日についても、運用日誌の提出を行うこと。

## 10, ゲストオペレーターについて

- ・ 本連盟会員以外から運用の申出があった場合は、管理者が立ち会いのもとで、ゲストオペレーター制度を適用し適宜運用させること (電波法施行規則第5条の2 関連告示参照のこと)。
- ・ 運用については、ゲストオペレーターであることを明確にするように指導すること。
- ・ ただし、運用希望者の多い当初は会員優先とし、当分の間は非会員の運用を認めない。

## 11, 無線機器等の引き継ぎについて

- ・ 無線機器や運用機材 (横断幕等)、必要書類等の引き継ぎは、別に定める「無線機器引継リスト」により、確認を行い、書類に捺印 (自筆サイン可) の上、確実に行う。
- ・ 引き渡しは、原則として全ての機材を一括して行い、無線機単体等の引き継ぎは行わないこと。
- ・ 引き渡し場所や方法の確認は、運用委員長の J A 3 G J E (ja3gje@jarl.com) を介して行う。
- ・ アンテナや同軸ケーブル、電源装置や発電機、外付けアンテナチューナー、デュプレクサ、ヘッドホン、電鍵等は運用者側で、別途用意すること。

## 12, 機材の故障や盗難について

- ・ 故障や盗難等のトラブルがあった場合は、その症状・状況等の詳細を 10日以内に、J A 3 G J E (ja3gje@jarl.com) に報告すること。

### 1 3, 運用等の記録について

- ・今後のPR活動や、記録記念誌作成のため、写真等の運用記録を残して下さい。(提出先: J A 3 R P T)
- ・個人局宅のアンテナを借用しての運用もありますが、記録写真には、無用なトラブル回避のため、なるべく個人局のリグが写らないように、配慮すること。
- ・なるべく、横断幕やのぼり、三角プレート等を上手く活用して、絵になる記録をすること。

### 1 4, その他

- ・運用の際は、本来の目的である「子どもたちからの古都奈良のメッセージを世界に届けよう。」受付を設け、事業推進を積極的に行うこと。
- ・コンテスト等へ参加することは可能です。書類を提出する場合にはチェックログで提出してください。なお、連盟が発行するアワードの申請は、交信相手局のQ S Lカードを求めていることから、おこなわない。
- ・D - S T A Rの、デジタルモードの運用は積極的に行って下さい。運用は、J A R Lの「D - S T A R運用ガイドライン」によるものとする。(運用モードは、D VやD Dとログに記入)

平城遷都 1300 年祭 特別記念局 運営委員会